

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県税条例等の一部を改正する条例（3・31揭示）	2

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例等の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

- 1 条例改正の目的
地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、県民税、法人の事業税、不動産取得税、県たばこ税及び軽油引取税について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 県民税
ア 地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人の県民税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講じた上、その適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。（付則第12条の2）
（ア）令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の県民税の法人税割額から控除する金額について、当該事業年度に支出した特定寄附金の額の合計額の100分の5.7に相当する金額とすること。
（イ）認定地方公共団体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う前に当該認定地方公共団体に対して支出する寄附金を対象とすること。
イ 個人の県民税について、高知県税条例等の一部を改正する条例（令和元年高知県条例第4号）において規定した単身児童扶養者（当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を個人の県民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等所要の措置を講ずること。（第2条関係）
 - (2) 法人の事業税
ア 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずる一定の事業を含む。以下「小売電気事業等」という。）及び同項第14号に規定する発電事業（これに準ずる一定の事業を含む。以下「発電事業等」という。）に係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとすること。（第53条）
イ 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する法人の事業税の標準税率を次のとおりとすること。（第58条）
（ア）資本金1億円超の普通法人
a 収入割 100分の0.75
b 付加価値割 100分の0.37
c 資本割 100分の0.15
（イ）資本金1億円以下の普通法人等
a 収入割 100分の0.75
b 所得割 100分の1.85
ウ ア及びイに伴う所要の措置を講ずること。（第56条、第63条及び第63条の3）
エ 認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の法人の事業税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講

じた上、その適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。（付則第13条の2）
（ア）令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の事業税額から控除する金額について、当該事業年度に支出した特定寄附金の額の合計額の100分の20に相当する金額とすること。

（イ）認定地方公共団体がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を行う前に当該認定地方公共団体に対して支出する寄附金を対象とすること。

（3）不動産取得税

次のとおり特例措置の適用期限を延長すること。

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長すること。（付則第16条）

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長すること。（付則第16条）

ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長すること。（付則第17条）

（4）県たばこ税

卸売販売業者等が輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し又は本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための売渡しをする場合の課税免除の要件について、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の提出を不要とした上、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用することとすること。（第91条）

（5）軽油引取税

電気供給業を営む者が汽力発電装置の助燃の用途に供する軽油の引取りについて、課税免除の特例措置の対象から除外すること。（付則第22条の4）

（6）その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第28号

高知県税条例等の一部を改正する条例

（高知県税条例の一部改正）

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第40条の4の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第40条の5の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは法第23条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者であるもの」を削る。

第53条第1項第1号中「次号」を「次号及び第3号」に改め、同号イ中「第72条の24の7第5項各号」を「第72条の24の7第6項各号」に改め、同項第2号中「電気供給業」を「電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）」に、「以下この節において同じ」を「以下同じ」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして法第72条の2第1項第3号に規定する総務省令で定めるものを含む。以下「小売電気事業等」という。）及び同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして法第72条の2第1項第3号に規定する総務省令で定めるものを含む。以下「発電事業等」という。）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

イ 第1号イに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第56条第1項中「事業の」を「事業税の」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）付加価値割 各事業年度の付加価値額

（2）資本割 各事業年度の資本金等の額

（3）所得割 各事業年度の所得

（4）収入割 各事業年度の収入金額

第56条第2項中「前項第1号ア」を「前項第1号」に、「同号イ」を「同項第2号」に、「同号ウ」を「同項第3号」に、「同項第2号」を「同項第4号」に改める。

第58条第1項中「第3項において」を「第4項において」に改め、同項第2号中「第72条の24の7第5項」を「第72条の24の7第6項」に、「第3項第2号」を「第4項第2号」に改め、同条第2項中「電気供給業」を「電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

（1）第53条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

（2）第53条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

第60条第1項中「の所得割」を「に係る所得割等」に、「にあつては、付加価値割」を「の付加価値割」に、「とする。以下この節において「所得割等」というを「又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。以下同じ」に、「収入割」を「収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。第3項において同じ。)」に改め、同条第3項中「各事業年度の」を「各事業年度に係る」に、「収入割」を「収入割等」に改める。

第61条中「同条第4項」を「同条第5項」に、「第72条の24の7第4項」を「第72条の24の7第5項」に改める。

第62条第1項中「第63条第1項の規定に該当するもの」を「第63条第1項第1号に掲げる法人」に改める。

第63条第1項中「これを」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる法人以外の法人 収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額

(2) 小売電気事業等又は発電事業等を行う法人のうち、連結申告法人、法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人又は小売電気事業若しくは発電事業等とその他の事業とを併せて行う法人以外の法人 収入金額又は収入割額

第63条の2第1項中「第53条第1項第1号ア」を「第53条第1項第1号ア又は第3号ア」に改める。

第63条の3の見出し中「関係」を「関係等」に改め、同条に次の2項を加える。

2 知事は、第63条第2項の規定による収入金額及び収入割額の決定と前条第2項の規定による決定とをする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。

3 知事は、第62条第2項又は第63条第2項の規定による所得及び所得割額の決定と同項の規定による収入金額及び収入割額の決定とをする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。

第90条の3第1項中「第3項から第5項まで」を「以下この条」に改め、同条第3項第3号中「法第74条の4第3項第3号に規定する政令で定めるところ」を「政令第39条の9の2第4項の規定」に改め、同条に次の3項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 第3項第3号及び前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アに定める金額又は同号の政令第39条の9の2第4項の規定により計算した金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第91条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項(第3号又は第

4号に係る部分に限る。)の」に、「第74条の6第2項」を「第74条の6第3項」に、「前項各号」を「第1項第3号又は第4号」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第92条の2第1項又は第3項の規定による申告書に前項(第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、法第74条の6第2項に規定する総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第92条の2第1項中「様式によって」を「様式により」に、「同項」を「同項の規定」に、「第91条第2項」を「第91条第3項」に改める。

第93条第1項中「同項」を「同項の規定」に改める。

付則第12条の2第1項中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「行った」を「行う」に、「付則第13条の3第1項」を「付則第13条の2第1項」に、「100分の2.9」を「100分の5.7」に改め、同条第3項中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「100分の2.9」を「100分の5.7」に改める。

付則第13条中「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。

付則第13条の2第1項中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「行った」を「行う」に、「100分の10」を「100分の20」に、「第58条第1項から第3項まで」を「第58条第1項から第4項まで」に改める。

付則第16条及び第17条中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付則第17条の2中「附則第7条第15項」を「附則第7条第14項」に、「附則第7条第16項」を「附則第7条第15項」に改める。

付則第22条の4第1項の表中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を15の項とし、17の項を16の項とし、18の項を17の項とし、19の項を18の項とする。

(高知県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 高知県税条例等の一部を改正する条例(令和元年高知県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、高知県税条例第32条の2第1項第2号の改正規定及び同条例第40条の5第1項の改正規定を削る。

附則第1項第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1項第7号中「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同項第8号中「附則第6項」を「附則第5項」に改め、附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とし、附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「(自動車税に関する経過措置)」を付し、附則第8項を附則第7項とし、附則第9項を附則第8項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の高知県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第12条の2第1項及び第3項の規定（同条第1項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
（法人の事業税に関する経過措置）
- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 6 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新条例第53条第1項第3号に規定する小売電気事業等（以下この項において「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下この項において「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法（昭和40年法律第34号）第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。
- 7 新条例付則第13条の2第1項の規定（新条例付則第12条の2第1項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。
（不動産取得税に関する経過措置）
- 8 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（軽油引取税に関する経過措置）
- 9 新条例付則第22条の4第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税につい

ては、なお従前の例による。